

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員 20 名以下	55,200	60,800
定員 21～30 名	57,900	63,700
定員 31～40 名	67,200	74,100
定員 41～70 名	76,900	84,500
定員 71～100 名	99,800	109,800
定員 101～130 名	120,100	132,000
定員 131～160 名	139,000	152,800
定員 161～190 名	157,900	173,700
定員 191～220 名	175,400	193,000
定員 221～250 名	194,400	213,900
定員 251 名以上	216,100	237,600
特殊附帯工事	8,310	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員 20 名以下	28	
定員 21～30 名	20	
定員 31～40 名	17	
定員 41～70 名	15	
定員 71～100 名	12	
定員 101～130 名	9	
定員 131～160 名	9	
定員 161 名以上	8	
土地借料加算	12,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,780	2,010

※1 長久手市は、都市部の基準額が適用されます。

※2 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合には加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※3 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。